

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（当時）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和46年3月1日にB事業所（現在は、C事業所）に入社し、同社のD工場に転勤後は、勤務場所と仕事は変わらず継続して勤務していた。申立期間当時は、関連会社のA社に継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所のE（部門）を承継したF社の事業主は、「申立人は、B事業所に入社以来、継続して同社及び関連会社に勤務し、社会保険料も給与から控除していた。」と回答していることから、申立人はB事業所及び関連会社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、B事業所の関連会社であるA社は、昭和50年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同社の閉鎖商業登記簿謄本によると、申立期間においても、同社が法人格を有していたことが確認できる上、申立人を含む8人が同社に在籍していたことが確認できることから、同じく関連会社であるG社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社において厚生年金保険を適用すべきであったと考えられ

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和49年12月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主は申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月27日から4年4月20日まで
私がA社に勤務していた期間の給料は、申立期間前に勤務していたB社で支給されていた給料47万円と変わらないはずであるので、申立期間に係る標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社に係る申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年4月21日より後の同年6月22日付けで、3年8月27日に遡って13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほかにも多数の厚生年金保険被保険者について、平成4年6月22日付けで、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員ではないことが確認できる上、同社で社会保険関係の手続を行っていた者は、「B社が倒産して資金繰りが厳しくなったことから、債権者が債権を確保するために、債権者が相談役として、当時の社会保険に関する遡及訂正に関与していた記憶がある。」と供述しており、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと推認できる。

加えて、A社の元社員二人は、「会社では、申立期間当時、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間の標準報酬月額について、47万円の給与を

支給されていたので、当該支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てているが、申立人は、当時の給与明細書等を所持していない上、元事業主とは連絡がとれないことから、当時の資料等が確認できず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年6月22日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月1日から平成元年9月1日までの期間及び6年8月1日から7年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を昭和63年11月から平成元年8月までは22万円、6年8月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月1日から平成7年1月1日まで
私は、昭和62年9月1日から平成6年12月31日までA社でB（職種）として勤務したが、申立期間に係る給与の額と標準報酬月額が相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和63年11月1日から平成元年9月1日までの期間及び6年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給料支払明細書から、昭和63年11月から平成元年8月までは22万円、6年8月から同年10月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年11月1日から7年1月1日までの期間については、申立人は保険料控除を確認できる給料支払明細書を保有していないものの、上記給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額は、当該期間の直近において一定の額であり、当該期間についても同額の報酬が支給され同額の保険料が控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額は36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち昭和63年11月1日から平成元年9月1日までの期間及び6年8月1日から7年1月1日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成元年9月1日から3年3月1日までの期間、同年4月1日から同年10月1日までの期間、及び同年11月1日から6年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額若しくは低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成3年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人は給料支払明細書を保有していない上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年11月1日にA社における労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、19年6月15日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者の資格取得日及び厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年11月から同年12月までは40円、19年1月から同年5月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月1日から19年6月15日まで

私の夫は、A社に昭和18年11月1日から19年6月15日まで勤めていた。国民労務手帳の労働者年金保険関係事項欄にも18年11月1日に資格を取得し、19年6月15日に資格を喪失した記載があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人の国民労務手帳は、国民労務手帳法（昭和16年法律第48号）第2条に基づき、製造業等の従事者に政府が発行するものであり、同法第9条に基づき、使用者及び国民労務手帳の交付を受けた者は、「必要なる事項を記載し、これを国民職業指導所長に報告すべし」と記載されているところ、当該手帳の「就業ノ場所欄」の記載により、申立人はA社において、昭和18年11月5日に「使用開始」、19年6月14日に「解用」されており、事業所及び事業主の押印が確認できる上、B（機関）印も確認できることから、申立人は、申立期間当時、当

該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記手帳の「労働者年金保険関係事項欄」には、当該事業所に係る記録として、昭和 18 年 11 月 1 日に「資格取得」、19 年 1 月 1 日に「報酬変更」、同年 6 月 15 日に「資格喪失」と記載されており、事業所及び事業主の押印が確認できる。

一方、厚生年金保険が完全施行されたのは、昭和 19 年 10 月 1 日からであり、それ以前にあった労働者年金保険は、「男子筋肉労働者」のみを対象としていたところ、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人は、18 年 11 月 1 日に資格を取得し、19 年 6 月 15 日に資格を喪失しており、申立人の性別欄には、事務職（職種）を表す「甲」の記載が確認できる。しかし、当該被保険者名簿の申立人が記載されている同じページにおいて、申立人と同様に性別欄に「甲」の表示があり、オンライン記録で確認できる元同僚 4 人に労働者年金保険の資格取得記録が確認できる上、申立人の妻は、「夫は、申立期間当時、C（業務）に従事していた。」と供述していることから、社会保険事務所における年金記録の管理の不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 11 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 19 年 6 月 15 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記被保険者名簿及び上記手帳から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和 18 年 11 月から同年 12 月までは 40 円、19 年 1 月から同年 5 月までは 60 円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4360

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から10年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から10年3月まで

私の母は、私が結婚するに当たって、A市役所において、申請免除となっている期間の国民年金保険料を一括で追納できることを聞き、追納の申出を行った。母は、平成10年4月3日にB銀行（現在は、C銀行）の預金口座から現金50万円を引き出し、その日にD銀行E支店（現在は、F銀行G出張所）において、郵送されてきた納付書に現金約50万円を添えて、申立期間の免除された保険料を一括納付したのに、申請免除の記録のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が市役所で国民年金保険料の申請免除分について追納の申出を行い、その後、平成10年4月3日に、D銀行E支店の窓口で、郵送されてきた納付書に現金約50万円を添えて、申立期間の免除された保険料を一括で追納した。」と主張しているところ、オンライン記録において、申立期間に係る追納申出を行った記録は無く、追納のための納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、平成10年4月3日に申立期間の保険料を追納したとすれば、その追納額は、法定保険料51万9,300円に1万6,430円の追納加算額が上乗せされ、53万5,730円となるが、申立人の母から提出されたF銀行の同人宛回答文書によると、同年4月の別段預金歳入金元帳を調査した結果、同年4月3日は、申立人が納付したとする51万9,300円以下の入金であった旨の記載があり、当該回答文書からは、申立期間の保険料が一括で追納されたとは確認できない。

さらに、免除された保険料の追納納付書は、制度上、法定保険料に加算

額が上乗せされるため、申立期間に係る追納納付書については、年度ごとに3枚複写の納付書が電算により発行されるが、追納申出を行ったとする申立人の母は、「郵送されてきた納付書は、茶色い縁取りの4枚複写用紙が1枚であり、金額は手書きであったと思う。」と申述しており、当時の取扱い等と相違しており、その記憶は明確ではない。

加えて、追納したとする平成10年4月3日時点は、基礎年金番号制度が導入された後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる上、申立期間の免除された保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4361

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から55年3月まで

私は、昭和47年4月に就職したが、その会社が当時、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も同支所で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年4月8日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同時期以降に行われ、その際、申立人が20歳になった47年*月*日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、加入手続が行われた時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和47年4月に就職したが、その会社が当時、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号欄には「C市」の印が押されているとともに、最初の住所欄にはC市の住所が記載されていることが確認できる上、申立人は、55年頃にA市からC市に転居したと申述していることを踏まえると、申立人がA市において、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和47年3月から48年3月までの期間において、4,100件の手帳記号番号が社会保険事務所か

らA市に払い出されていることが確認でき、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、4,100件の手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人の氏名は見当たらず、手帳記号番号に欠番も無いことから、申立人のA市における加入状況は不明である。

加えて、申立期間は97か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年2月まで

私の年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日が平成元年2月1日と記載されており、申立期間の国民年金保険料は自分で納付した記憶があるので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳に、初めて国民年金被保険者となった日が平成元年2月1日と記載されており、申立期間の国民年金保険料は自分で納付した記憶があると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、7年2月24日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、その際、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した元年2月1日に遡って国民年金被保険者の資格を取得したことが推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、7年8月を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が定かではなく、保険料納付の具体的状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 11 日から同年 9 月 21 日まで
私は、職業安定所の紹介で平成 20 年 6 月 11 日に A 社へ入社し、同年 12 月 5 日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「申立人は、入社後 2、3 か月程度の見習期間を設けることを条件として採用した者であり、見習期間中は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出された申立人の給与支給状況を取りまとめた平成 20 年分の年間集計表によると、申立期間においては申立人の給与から保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた元同僚二人は、「A 社では、3 か月程度の見習期間制度があり、見習期間中は厚生年金保険に加入していないし、給与から保険料を控除されていない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。